

第7日

令和6年6月19日（水）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 議場においでの皆様、インターネットを通して視聴しておられる皆様、こんにちは。4番議員の渡辺毅でございます。

今から10年前の2014年に日本創成会議が消滅可能性都市を発表し、そのときは朝倉市も消滅可能性都市の一つとされておりました。しかし、今年の4月に人口戦略会議が発表した分析レポートでは、朝倉市は辛うじて消滅可能性都市から脱却しております。昨日の一般質問にもありましたが、今回のレポートでは、全国1,729自治体のうちの約4割の744自治体は消滅可能性自治体とされております。20から39歳までの若年女性の推計人口に着目し、この若年女性が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する地域を消滅可能性自治体としております。

朝倉市は、若年女性の人口が44.5%減少するよう想定されており、9つのカテゴリーのうちのD3のグループに属し、自然減と社会減双方で対策が必要とされております。興味深いのは、自然減・社会減ともに20%未満の自治体を自立持続可能性自治体としているのですが、全国で僅か4%に当たる65の自立持続可能性自治体のうち、半数以上の34が九州・沖縄に存在することです。さらに、九州・沖縄ブロックは、全国8ブロックの中で消滅可能性自治体が76で、最も少なくなっております。ここに、今後、朝倉市がまちづくりを進めていくヒントが隠されているのではないかと考えます。調査・研究を進め、有効な策を打っていく必要があります。

今回の一般質問では、中学校の部活動の今後の方向性について、有害鳥獣対策について、新市庁舎整備について質問してまいります。

続きの質問は、質問席より行います。

（4番渡辺 毅君降壇）

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） まずは、中学校の部活動の今後の方向性について質問を進めてまいります。

中学生の時期は、子どもから大人に変わっていく多感な時期で、部活動はその時期に多くの時間を費やし、スポーツや芸術活動などに情熱を傾ける、子どもたちにとってはかけがえのない時期になります。部活動を通して得た貴重な体験、そこで得た仲間、それらがふるさとを、朝倉を愛する心の形成にもつながり、進学のために故郷を離れたとしても、将来は朝倉に戻ってきたい、また何らかの形で朝倉の発展に寄与したいと思うことにつな

がるのではないかと思います。

そこでお尋ねします。義務教育の期間での部活動の目的とはいかなるものでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まず、部活動の意義についてということでお答えをしたいと思います。

朝倉市のほうでは、朝倉市部活動の在り方に関する指針というものを定めておりまして、その中で、部活動は、生徒一人一人の個性を伸長し、人格の調和的発達を図り、また、協調性と社会性を育むとともに、目標を持ち、目標に向かって努力を重ね、困難に立ち向かう精神と健やかな体を育成する上で、大変意義深い活動であるというふうに明記をしております。

なお、令和5年3月に福岡県教育委員会が策定しました福岡県学校部活動の在り方に関する指針にも、同様の趣旨が明記されております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今言われましたように、体育会系あるいは文化系、どちらもやろうと決めたら3年間やり抜く精神力を養うことができます。挫折するケースもあると思いますが、そのときは家庭がしっかりと子どもたちを受け止める必要があります。また、他者を思いやる心が養われます。運動部で切磋琢磨し、試合に勝つこともあれば負けることもあります。負けることによって負けたときの悔しさを知り、負けたらこんな気持ちになるんだと、敗者をおもんばかることのできる心を養うことができます。さらには、チームプレー、団体行動をすることにより協調性を養うこともできます。

そうしたかけがえのない中学校の部活動の現場で問題が出てくる場合があります。半年ほど前から耳にしている県内のある中学校でのケースです。部員が40名以上いる体育会系の部活動です。その部活動では、平日3日、土日どちらかで1日の週4日練習をしております。顧問の先生は、徹底して練習したい子には、学校内でなく、民間の施設で専門の指導者について練習してもよいという方針を出しております。中体連の試合には、個人戦は全員出られるのですが、団体戦は成績のよい子を優先して出しているようです。勝負の世界ですので当然のことだと思います。

その中身についてですが、成績のよい子の中には、中学校の練習にはほとんど来ないけれども、団体戦でその中学校の看板を背負って出ている場合があります。一方で、中学校の練習だけ一生懸命打ち込んでいる子の中には、成績がよくないので団体戦には出られない子もおります。「中学校の練習に来ないのに、中学校の名前を背負って団体戦に出られるのはどうなの」といった声が、その部活動で団体戦に出られない生徒・保護者の間でたまっているようです。他方、民間の専門業者についてできる限りのことをして可能性を伸ばしてやろうと、時間と費用を投入している保護者・生徒にとっては、中体連の試合は実力を発揮する公式の場なので、顧問の先生も認めているので問題ないではないかと考える

のもうなずけます。非常に難しい問題ですが、このようなケースが朝倉市内でも発生したときにはどのように対処しますか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） ただいま議員のほうからお話がありました事例についてですが、個別の案件については、具体的な回答というのは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、現在、学校の部活動のほうでは、生徒や保護者のニーズが多様化しておりまして、多様な学びの場となっていると考えております。異年齢との交流の中で、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感の涵養に資する生徒もいれば、個人技能を伸ばしてさらに上の成績を目指すという生徒もいるといった状況でございます。

部活動の運営に当たりましては、生徒間でミーティングを行ったり、保護者会を実施したりして、個々の生徒に合った指導に努めてもらっているというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 小学校、中学校の教育現場には、今お答えにもありましたように、教員の成り手不足により先生方の負担が大変大きなものになっていることは伺っております。しかし、子どもたちにとって部活動は重要な機会です。部活動内で不協和音が発生していることを察知したら、顧問の先生が生徒・保護者を集めて話をする機会を密に持つことなどの対処が必要になるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、中学校のほうでは、部活動の運営に当たりましては、生徒間でのミーティングを行ったり、保護者会を実施したりして、個々の生徒に合った指導に努めていただいているものと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そのようなことを踏まえて、善処してくださるようお願いいたします。

教育現場の先生には、人手不足、拘束時間が長いことなど、大きな負担がかかっております。そうした状況であっても、子どもたちにとっては貴重な青春時代の1こまであり、人格の形成に大きく影響を及ぼす教育の場でもあります。子どもたちの中には、トップアスリートを目指す子もいれば、日々の練習を通して心身を鍛え、勉強と両立しながら3年間過ごしたいという子もいます。また、少子化のために、1つの中学校でチーム編成できない状況にもなってきております。

そこでお尋ねいたしますが、国の方針で中学校の部活動が大きく変わろうとしていると伺っております。3年間で民間・地域に移行するようですが、どのように変わっていくのでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 中学校の部活動につきましては、国のほうは、当初、令和7年度末の地域移行というのを目指しておりましたけれども、令和4年12月に、令和7年度末としていた地域移行については、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうに緩和をされておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 当初は、令和7年度までにやっていくということが少し緩和されたというふうに受け止めました。今後は、民間の指導者の下でのチームも中体連に出られるようになるというふうに、今も地域のチーム、地域で出るとは可能のようですが、今後はさらにそれが、民間企業が運営するチームとかそういう形で出れるようになるというふうに伺っておりますが、それでよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 議員の御質問にお答えする前に、地域移行に至った経緯等々について若干御説明をさせていただきたいと思えます。

朝倉市のほうでは、令和4年度から部活動改革検討委員会というのを定期的開催をしまして、朝倉市の部活動の現状分析や教員の意識調査等を行いながら、朝倉市としての改革の方向性を模索をしてきました。これまでの部活動については、練習のやり過ぎによる生徒の健康面や体力面での課題がありました。また、平日の放課後や休日の活動などは、教員のボランティアに頼る部分が大きく、働き方改革の面からも課題がありました。

このため、令和5年9月に活動時間の見直しを行い、朝倉市部活動の在り方に関する指針——先ほどお話ししました部分ですけれども——を改訂をしまして、次のような方針を出したところです。まず1つ目が、活動日を週5日以内とし、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日を休養日とすること。2つ目は、4月・5月の運動会まで、11月・12月・1月をオフシーズンとして、始業前の朝の活動、いわゆる朝練、これを行わないこと。3つ目は、部活動終了後の下校時刻は、生徒の下校時の安全も考慮して日没までとし、夏期——夏の期間においても18時30分には下校することといった方針を出しております。

こういった中で、部活動の活動時間が短くなることに伴い、生徒や保護者が練習時間の確保を希望すれば、保護者の責任の下、地域クラブをつくり、学校施設の無料借用ができるよう、文化・生涯学習課のほうでも地域クラブの登録規程も作成をしたところです。さらに、複数の学校の生徒が集まった地域クラブとして、中学校の体育連盟の大会に出場することもでき、地域クラブで中体連の九州大会や全国大会へ出場した場合には、朝倉市内在住者に限り、大会出場にかかる費用を補助するようしております。こういった中で、部活動の活動時間外に活動する朝倉市内の地域クラブというのが、現在、11団体が登録されているといった状況でございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 制度が大変変わってきているようであります。今後は、民間の指導者の下でのチームも中体連に出られるようになるのであれば、先ほどの県内の中学校のような状況では、中学校のチームで1チーム、そして、さらに民間でまた別のチームが1チーム編成でき、より多くの生徒が試合に出場できるようになります。また、この選手は中学校のチームで出るのか、民間のチームで出るのかと、生徒と保護者の意向を確認しながら、指導者同士で連絡を取る必要が出てくると思います。その点は市としてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まず、本市のほうでは、中学校での部活動と部活動の時間外に行います地域クラブとの二元体制を取っていくということにしております。部活動については学校教育の一環として捉えておりますので、人間形成や社会の一員としての活躍できる人材づくりを目指しているといった状況でございます。

また、現在、市のほうでは、部活動以外での中体連の大会に出場するチームはありませんけれども、今後、議員御指摘のケースが生じた場合には、学校部活動の顧問と地域クラブ・民間クラブの指導者と連携しながら、生徒及び保護者と協議を重ね、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 制度が変わっていくはざまであり、教育現場も人的資源の限られた中、対応に迫られますが、子どもたちの未来にも関わる重要なことですので、専門家の意見に耳を傾けながら、よい方向に導いてくださいますようお願いいたします。

次の質問に、項目に参ります。次の項目ですが、小項目の市内の捕獲頭数、2番と3番の対策費を入れ替えてお尋ねいたします。

有害鳥獣対策についてであります。この問題はこれまでに何度も市議会で取り上げられてきた重要な案件です。これまでは主に山間部で、鹿、イノシシなどの大型獣が農作物を荒らしてきましたが、最近はアライグマなどの外来の中型獣が平野部でも見られるようになり、対策すべき地域が広範囲に広がってきております。

そこで改めてお尋ねしますが、有害鳥獣による市内の被害額は、農業、林業、その他の分野でどれぐらいに及んでおるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お尋ねの有害鳥獣の農業、まずは農業分野における被害額につきましては、福岡県へ毎年報告しております野生鳥獣による農作物被害状況調査というものがありますので、その調査から申し上げます。令和3年度から令和5年度の3年間の農作物被害金額について回答いたします。令和3年度が約7,444万円、令和4年度が約7,706万円、令和5年度が約7,739万円となっております、少しずつ増加しております。

次に、林業被害であります。現在、令和5年度は集計中のため、令和2年度から令和4年度までの3年間を回答させていただきます。令和2年度は約185万円、令和3年度は約335万円、令和4年度は約210万円の被害となっております。

次に、その他の生活環境の被害でございますが、令和5年度野生鳥獣による生活環境被害調査によりますと、こちらのほうが被害金額については調査項目にないため把握ができておりませんが、参考までに、通報による出動した回数をお答えしたいと思います。令和3年度はイノシシ3回、アライグマ87回、アナグマ16回、タヌキ7回、令和4年度はイノシシ12回、鹿5回、アライグマ93回、アナグマ25回、タヌキ12回、ハト1回、令和5年度はイノシシ3回、鹿2回、アライグマ55回、アナグマ9回、カワウ2回、タヌキ8回でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 平成23年から平成25年は農業の被害額は8,000万円を超えておりましたが、平成26年から平成29年の4年間は6,000万円以下に減少しております。要因は何だと思われますか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 野生鳥獣による農作物被害状況調査の数字で見ますと、議員が示されましたように、平成25年度までと平成26年度以降では金額の動きが大きくあります。これにつきましては、実際の有害鳥獣の生息頭数の変化であったり、災害による農地被害が減少したり、その年の農作物の単価が影響するなど、被害金額の増減の要因として考えられるものは多数、様々でありますけれども、平成26年において被害額の算出方法に一部変更があったことが大きな要因だと考えておるところでございます。平成26年度以降の被害金額といたしましては、平成28年度まで緩やかに減額するものの、平成29年度からの傾向としては増額で推移しているということも申し述べたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 平成26年以降が算出方法が変わったというふうに理解いたしました。平成30年以降は被害額は少しずつ増加し、今お聞きしたように、令和5年の農業被害額は7,700万円を超えております。市としても何らかの手を打たなければならない状態です。その一方で、対策のために幾ら費用をかけているのかをお尋ねいたします。畑の周りに張る電柵のための費用は総額で幾らでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 電柵の事業につきましては、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合支援事業というもので行っております。これは市の予算を通らず、直接、国から朝倉市鳥獣被害防止対策協議会に振り込まれ、協議会が電柵等を購入し、個人へ無償で貸与しているものであります。電柵または今年度から取り組んでいるワイヤーメッシュにつきましては――失礼しました。令和5年度から一部使用しましたワイ

ヤーメッシュも含めてですが、市の単独費用はありません。

費用について、過去3年間について報告したいと思います。令和3年度は1,164万円、令和4年度は931万円、令和5年度は先ほど申し上げましたワイヤーメッシュを含めて1,075万円であります。

なお、電線が切れたときやワイヤーメッシュに破損が生じたときなどの維持管理の費用は、個人での対応となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 続きまして、植林の際、鹿にやられないように苗木を守る防護のための費用は幾らでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） こちらのほうは、各補助事業での事業総額をまた令和3年から令和4年度までの順に報告いたします。令和3年度は約5,747万円、そのうち市の補助金は822万円、令和4年度は2,954万円で、うち市の補助金は730万円、令和5年度は6,347万円で、うち市の補助金額は1,299万円となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そして、実績に伴い支払われる報奨金は幾らでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、仕組みについてお話しさせていただきますと、駆除業務につきましては、朝倉猟友会の中から、有害鳥獣駆除員として組織されております朝倉市有害鳥獣駆除部会へ業務委託をいたしまして実施しているところです。

なお、この駆除部会から推薦を受けた朝倉市鳥獣被害対策実施隊というものがありまして、報奨金の支払いにつきましては、2種類の方法があるところです。

1つ目は、国が県を通じて朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会へ支払う、市の予算を通らない鳥獣被害防止総合対策交付金というものがあります。個体の種類、成獣か幼獣によって金額が異なりまして、例えば、95センチ以上の成獣の鹿1頭に対しましては7,000円を支払うというものでございます。

2つ目は、市から有害鳥獣駆除委託料として、鹿は1頭につき1万円、鹿以外のイノシシ、アライグマ等につきましては、当該年度の予算を上限といたしまして、駆除部会全体の実績で支払い金額を確定し、駆除部会に支払うものとなります。当初予算において、委託料の積算を1頭当たりの単価を定額として算出していることから、捕獲頭数によって1頭当たりの金額が変動するため、1頭幾らとは一概には言えません。

報奨金の総額について申し上げますと、鳥獣被害防止総合対策交付金と市負担分でありまして委託料を合わせて、令和5年度は約4,159万円、令和4年度は3,720万円、令和3年度は3,728万円となっております。

なお、報奨金のうち、市負担分につきましては、令和5年度が約2,400万円、令和4年

度が約2,067万円、令和3年度が約2,094万円となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 改めて整理いたしますと、年間7,700万円の農業被害、それに合わせて林業被害が約240万円ありまして、年間に約9,900万円の対策費を投入しております。そのうちの約6,800万円は国・県が負担して、市が約3,100万円の負担をしている現状であります。鹿、イノシシなどの生態系に大きな変化がない場合では、新たな対策を打たなければ、被害額が増加の一途をたどる可能性が強いです。

続いて、有害鳥獣の捕獲頭数をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 朝倉市有害鳥獣駆除の実績を申し上げます。令和3年度は、イノシシ701頭、鹿1,619頭、アライグマ150頭、アナグマ84頭、タヌキ21頭、鳥類94羽でございます。令和4年度は、イノシシ1,043頭、鹿1,575頭、アライグマ162頭、アナグマ181頭、タヌキ32頭、鳥類33羽となっております。令和5年度は、イノシシ910頭、鹿1,928頭、アライグマ230頭、アナグマ106頭、タヌキ49頭、鳥類27羽でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 関係者から、鹿が増えるとイノシシが減り、逆に鹿が減るとイノシシが増える傾向にあると聞いております。いずれにしても、鹿、イノシシ合わせて直近3年で年間2,300頭以上が捕獲されております。この朝倉市内で捕獲された有害鳥獣はどのように処理されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 基本的には埋設——土に埋める処理などで適正に処理されているものと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 埋設ということですが、この農業被害をもたらす有害鳥獣を有効に活用するために、食肉処理場の設置を提案いたします。食肉処理場を設置すれば、捕獲・駆除した鳥獣をそこに運び込むことができます。

私の友人で、猟友会に入らないかと誘いを受けている方がいます。年齢も40代で、まさに適齢期です。しかし、彼のネックになっているのは、捕獲・仕留めた獲物を埋設——埋めなければならないという点です。獲物を駆除する際に、穴を掘って埋めるとなると、かなりの重労働です。猟友会への入会について、半分その気になっていたとしても、仕留めた後に重労働が待っていると思うと、入会の妨げになるのは理解できます。

食肉処理場を設置する最大の理由は、仕留めた獲物の搬送先を確保することです。設置すれば猟友会の会員数減少に歯止めをかける大きな要因になります。

次の理由といたしまして、これまで悪さをしていた鹿・イノシシを市の特産品に変える

ことができます。猟友会の会員の方の声ですが、「朝倉市内の道の駅に行くと、他の市で加工されたジビエ肉が売られている。市内でたくさん捕れているのに、市内の道の駅で売れないのは残念だ」という声があります。捕獲した獲物をジビエブームの下、朝倉ジビエとして売り出せば、一つの特産品に変えることができ、ふるさと納税の返礼品にも加えて、朝倉ブランドを形成するよき材料になると考えます。「水もしたたるいいところ・朝倉」の補強材料にもなると考えます。また、ジビエ肉に使えない部分は、ペットフードや堆肥などの原料として活用することも可能であると考えます。

3つ目の理由といたしまして、農業被害の減少につながるためです。農家の皆さんにとって、手塩にかけて育てた作物が収穫間近になって有害鳥獣に食い荒らされたとなると、意気消沈してしまいます。食肉処理場が設置され、有害鳥獣の駆除が進めば、被害額が減少するだけでなく、対策をする手間暇が省けます。電柵を最初に設置する場合は、市の補助があつたとしても、経年劣化などにより破損した場合の補修のための費用は、先ほどの説明で、全額、農家負担であると確認いたしました。

それから、最後の4つ目の理由といたしまして、食肉処理場を設置すれば、有害鳥獣対策の費用を削減することができます。先ほど答えていただいた対策費用をゼロにすることはできませんが、食肉処理場が設置され、猟友会の加入者が増えていけば、捕獲した獲物が無駄になることなく、循環する仕組みができ、対策費用を削減できます。

今申し上げた4つの点、1、猟友会の拡大を後押しすることができます。2、朝倉市の新たな特産品をつくることができます。3、農業被害を減らすことができます。4、対策費用を削減できます。

売手よし、買手よし、世間よしの三方よしが近江商人の精神と言われます。この食肉処理場に関しましては、それ以上の猟師さんよし、農家さんよし、朝倉市よし、朝倉を訪れるお客さんによしです。

食肉処理場の設置の方法は大きく3通りあると考えます。市の直営、指定管理、民営です。

ここで提案いたします。市の直営で設置しませんか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 市の直営による食肉処理施設の建設の御提案でございますが、これも一つの考え方であると思われます。しかしながら、御承知だとは思いますが、処理施設までの持込みの制限時間の問題、維持管理や運営主体等を考慮いたしますと、現状は困難であると考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 昨年の議会でも1時間というのがネックになっておりました。隣のうきは市に民間の施設がございます。その施設の方と話をいたしました。細かいやり取りは省きますが、「止め刺しをして1時間以内に搬入できれば持ってきてください。買い

取ります」ということです。うきはの施設への搬入も想定すれば、朝倉市の東部、杷木方面の一定エリアはカバーできます。

市直営が難しければ、指定管理の方法があります。日田市のケースで考えてみます。日田市では、平成24年に3,500万円をかけて建設し、そのうちの1,000万円は大分県の補助金を充てております。日田市の面積は、朝倉市の2.5倍を超える666平方キロメートルですが、食肉処理場が設置されたのは、日田市の南部に位置する上津江地区です。なぜその場所に設置したのか尋ねたところ、地域の要望があったからというシンプルな答えでした。その施設は、令和4年からは指定管理の方法で専門業者が管理を行っております。市は、建物・設備を無料で貸し出し、事業者は電気代など維持管理費を負担する方法です。うきはの施設と同様に、一定レベル以上の獲物は買い取っております。

ここで改めて提案いたします。指定管理の方法で運営できるよう、建物・設備だけでも市が設置しませんか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほども申し上げましたが、様々な問題がある中で、市としましては、やはり止め刺しをしてから処理施設までの持ち込み時間が課題になると考えております。このため、ジビエ、食肉処理のみならず、堆肥化処理施設等、時間が関係ないようなほかの方法がないか、現在研究しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 堆肥化施設という、そういう方策も一つの手段だとは思いますが、有害鳥獣とはいえ命ある物、私たち日本人は食事のときに「頂きます」と言って食べ始めます。私もかつてはただ習慣的に「頂きます」と言って食べておりましたが、あるとき、食育の方の話を聞き、肉、魚、野菜までも命ある物と捉え、魚の命を私の命にさせていただきますと、食材や作ってくれた方への感謝を込めて言っているということを知り、衝撃を受けたことがあります。何とか人が食べたり、ペットフードとして活用できないかと考えます。

市の直営、指定管理が難しければ、民間ででも設置できるように道筋をつけることも重要です。民間で食肉処理場を設置する場合、国・県のどういう補助金が見えるのかをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 福岡県に問合せをしましたところ、現在、県の補助金はありませんが、国庫補助につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金が該当することとございます。しかし、これにつきましては様々な条件がありまして、事業主体につきましては、協議会、協議会構成員またはコンソーシアムに限られるなど、制限があるとのこととございました。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 様々な条件がつくというふうに理解いたしました。市が設置できなければ、時間はかかるかもしれませんが、そのような協議会を推進させ、民間でもつくること、無事につくられることを期待いたします。

次に、アライグマについてですが、初めに触れましたが、市街地、平野部でも見られる頻度が高くなってきました。アライグマは手先が非常に器用で、ブドウやイチジクなどの果物に対する被害が増えているだけでなく、破傷風や狂犬病などの人にうつる病気を持っている場合があります。

市民が近所の空家に出入りしているアライグマを何とかしてほしいと思い立った場合、市の窓口はどこになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

農作物等の農業被害も含めまして、また、家屋侵入等によりお困りの際は、農林課が窓口となりますので、御連絡いただきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） アライグマ対策をこれからしていくことについてですけれども、農林課ということは理解いたしまして、対策するためには、地域住民がわなの講習を受けて資格を取って、わなをかけて駆除するという流れでよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 対策全般のことでちょっとお話をさせていただきますと、県開催のアライグマ防除対策協議会というものに朝倉市も委員として参加いたしまして、令和6年3月に福岡県アライグマ防除実施計画ができたところでございます。この計画によりまして、従来は、わなによるアライグマ捕獲については狩猟免許等が必要でありましたが、今後は、県主催の講習会を受講することにより、被害を受ける個人がわなによるアライグマの捕獲ができることになり、わなの設置者が増加することで、被害拡大の抑止力となることを狙いとしたものというふうに聞いております。

また、今言いましたほかに、通報をしていただきますと、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣駆除のルートになりますが、直接市民に対して貸出しは行えませんが、捕獲に対して要請があれば、朝倉市鳥獣被害対策実施隊へ市が貸し出しまして、要請場所に設置いたします。

先ほどの分の講習会につきましては、現在、貸出しを予定されているところでございます。県のほうが貸出しを予定されているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 確認ですが、今の御説明にありました市民に直接貸出しはできないが、その団体に貸すということではよろしいのでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 現在のところは、市のほうに要請いただきましたら、被害対策実施隊へ市が貸し出して、そちらの方が要請場所に持っていきます。改めて申し上げますが、県の講習会の部分につきましては、これからの話になると思われます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） その団体に貸すことは可能ということですが、具体的には、講習会を受けた個人とか猟友会、この辺でいえばその2つということで理解していいんでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） すみません、簡単に申し上げますと、現在のところは、鳥獣保護管理法に基づくルートの中で、鳥獣被害対策実施隊のほうへ市が貸し出して、要請場所に設置する方法しかありません。今後は、県の講習会を受けた方が市の許可を受け、捕獲わなを設置することができるようになりますが、これにつきましては、県から捕獲わなの貸出しが今後行われる予定ということになります。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 市民にとりましては、近所の家あるいは倉庫にアライグマが出没したと分かったときは、猟友会あるいは団体でなかなかその要請が難しいと思われませんが、市民から自ら進んでわなの捕獲のための講習会を受けて、自らやっつけようとするとは仮定いたします。その場合ですが、ハードルとなるのが、捕獲したアライグマを止め刺しをして処分するという工程であります。適切にできるのか心配ですが、猟友会の方の協力を得て行う仕組みができないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今後、市民の方が先ほど申しあげました講習会を受け、市の許可を受けて捕獲わなを設置するようになった際、やはり議員おっしゃいますように、止め刺しをするのが最大の課題になると思われます。一般の方はなかなかそこまですることは抵抗があると思われますので、そういった場合につきましては、市の農林課のほうに御連絡いただきますと、先ほど申しあげました鳥獣被害対策実施隊の方が現場に伺いまして、回収していくというふうなことになると思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 地域住民がわなを設置し、猟友会の方がその後の処理をする流れができれば、福岡県が今年3月に定めたアライグマ防除実施計画を円滑に進めることができます。

アライグマの防除講習会ですが、現時点では、朝倉市では開かれておりません。今年の1月から2月にかけて行われた講習会は、県内8か所で行われましたが、いずれも平日の

昼間です。この状態では、朝倉市民が近所に住みついたアライグマを駆除しようと思っても、講習を受けてわなを設置するのに一年近くの時間が必要になり、その間にアライグマがますます繁殖してしまいます。

そこで提案ですが、わなの資格を持ったどこかの部署の市の職員が、市民からの要請があったときに、わなの設置に行ける体制をつくれませんか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今後、庁内のどこかの部署でということでございます。そちらについては、今後、検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） アライグマは気性も激しく、破傷風や狂犬病も持っている場合があります。前向きに対処して、市民を守る体制づくりをお願いいたします。

最後の質問に参ります。新庁舎整備についてであります。今年に入り、建設予定地で建設が始まりました。来年の11月に完成、令和7年度中には開庁の予定で順調に工事は進んでいるようであります。新市役所は、市民にとって行政の拠点であり、災害時には対策本部が設置されることも想定される市の中心となります。総事業費約76億円をかけて進められている、50年に一度の一大プロジェクトであります。

そこでお尋ねしますが、理想の市役所像とはどういうものでしょうか。お聞かせください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉市の主たる事務所となります新庁舎でございますけれども、これは、議員おっしゃいましたように、朝倉市の中核施設としての機能と魅力を十分に備えたものとなることが求められるというふうに思っております。そのためには、市民に親しまれまして、誰もが来やすい庁舎ということが必要であろうかというふうに考えております。また、まちづくりの中心的な役割を担いながら、効率的な行政運営というところで、そういったことにも対応可能な頼れる庁舎であるべきであろうというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 市長はどのように考えられますでしょうか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 新庁舎の基本理念は、朝倉を潤いのある未来へ優しく強くつなぐ交流拠点をコンセプトとしております。市民と行政、人と人、人と自然をつなぐ庁舎として、市民の皆さんと職員にとっても長く愛される庁舎となるように建設を計画し、設計し、現在施工中ということでございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 私も大筋で同様に考えます。まずは何よりも市民が親しみが湧く、

身近に感じられる市役所である必要があると考えます。何か困ったことがあるときに気軽に相談できること、物理的・心理的に距離感が近いことが重要です。相談事があってもどこに相談すればよいのか分からないというのはなるべく減らしていく、ゼロに近づけていくのが望ましいです。現在では、行政の機能の一部をコミュニティセンターや地域包括支援センターが担っており、市民への周知徹底も必要です。

ここまでは市民の立場で考えましたが、職員の立場で考えると、風通しのよい職場である市役所、働きがいのある職場である市役所であることが理想です。さらには、頑張りを認めてくれる上司がいること。余談ですが、最近は大井町のスーパー公務員が話題ですが、石川県羽咋市の元スーパー公務員であった高野誠鮮さんは、市役所職員時代に上司から「犯罪以外は俺が責任を取るから、思う存分にやれ」という言葉に奮起し、様々なプロジェクトを達成しております。よほど信頼関係がなければ、その時の上司のような言葉はかけることはできないとは思いますが、朝倉市においても、建物が新しくなることに伴い、中身、マインドもよい方向に発展していくように期待いたします。

その新しい市役所に食堂ができない計画になっております。なぜ食堂はつくらない計画になったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 新庁舎の食堂につきましては、本庁機能の充実を図り、新庁舎内により多くの課・係等を配置しながら、よりコンパクトな建築面積を目標に検討していくという中で、食堂は設けず、売店のみを設置するというふうに、とする計画となったということでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そういう理由で執行部が判断し、議会が承認したということと理解いたしました。

先ほど、理想の市役所像について考えましたが、市民が身近に感じる一つの要素として、食堂が挙げられます。新市役所に食堂があれば、市民が市役所に用事があったときに食堂で昼食を食べて帰ることもできます。そして、職員にとっては、ランチタイムはただ単に食事を取って空腹を満たすだけではなく、心身を休め、職員同士で会話を楽しみフレッシュの時間でもあります。何よりも食堂があれば、職員のタイムパフォーマンスが上がります。

職員の昼の休憩時間は1時間ということですが、現在も約50名の方が市役所内の食堂を利用しております。その50名の方が昼休みになり一斉に周辺の飲食店に行くことになれば、果たして全員1時間以内に帰ってこられるのでしょうか。昼休みの12時になり、足早に近くの飲食店に行き、急いで食べて会計を済ませて帰ってくる。喫煙する職員であれば、どこかで一服して昼からの仕事に取りかかりたいところだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、新庁舎には喫煙所は設けるのでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 喫煙所については設けるところで計画をしておるところです。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 具体的には、その喫煙所は、概要図を持ってくるんですけども、1 階、2 階、3 階、4 階、5 階、6 階、どこに設置する予定でしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 申し訳ございません。各階のどこかというところは、今ちょっと見ておりますけれども、あと、屋上にも喫煙スペースを設けるというところを考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 各階のどこかと、プラス、屋上に喫煙所を設けると理解いたしました。それで、新庁舎の2 階と3 階と4 階にリフレッシュスペース1、2、3 というのがありますが、そのいずれかに食堂を設置すれば、半テラスのよい感じの市民食堂ができると思います。そこに食堂をつくりませんか。御提案いたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） リフレッシュスペースでございますが、ここは新庁舎の2 階の屋外のテラスの空間でございます。雨天時の対応ができないということがございます。また、建築構造に影響が生じますため、新たに壁や屋根を設置することが困難であるということから、そういった食堂の設置は難しいというふうに思っております。

それから、先ほどの答弁で、喫煙所のことでございますけれども、各階のどこかということで申しましたけれども、新庁舎内の各階ではございまして、附属棟を建設いたしますので、そちらのほうに喫煙所は設けるというふうなところでございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 耐震構造などの計算が変わってしまうので、食堂の設置は不可能と理解いたしました。

それでは、対案といたしまして、新庁舎に隣接する文化課の入った建物か、図書館横の社会福祉協議会の入った建物など、敷地内の建物内に食堂を設置しませんか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） ピーポートでございますが、こちらには以前、食事ができるスペースがございましたけれども、現在は学習室として使用している状況でございます。また、ピーポートにつきましては、文化施設としての研修室の利用、それから、指定避難所として避難スペースの確保等が必要でございます。食堂の必要性につきましては、新市庁舎開庁後の状況を見ていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そのように述べられたとおりかもしれませんが、組合の希望などは確認されたのでしょうか。職員の希望を聞いていないのであれば、改めて職員に、さらに広げて市民にまでアンケートを取った上で判断してもよいのではないかと考えます。50年に一度の新庁舎建設です。市民に、職員に親しまれる庁舎であることを望みます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時10分に再開いたします。

午後2時零分休憩